

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2015/2/16号 (No. 200)

=====

【知的財産権部からのお知らせ】
知財関連無料法律相談のご案内

ジェットロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。

本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京天達共和法律事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailでお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
 - ・相談希望日時
 - ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

ジェットロ北京事務所知的財産権部
E-Mail : PCB-IP@jetro.go.jp

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 「専利行政法執行弁法」改正案、3月15日まで意見募集(国家知識産権網 2015年1月28日)
2. 国家知識産権局、「専利手続上の生物材料寄託弁法」公布(国家知識産権網 2015年1月20日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、CE-PCTシステムの全国普及を開始(国家知識産権戦略網 2015年1月26日)
2. 国の4部署が知的財産権サービス標準体系を構築へ(国家知識産権網 2015年1月21日)
3. 工商総局：知的財産権保護などで香港との協力、交流を推進(工商総局公式サイト 2015年2月4日)
4. SAIC 張茅局長がアリババの馬雲会長と会見、模倣品取締で協力へ(工商総局公式サイト 2015年2月2日)
5. 国務院、クラウドコンピューティングの発展推進に関する「意見」を発布(中国知識産権資訊網 2015年2月2日)

○ 地方政府の動き

1. 四川省、職務発明者の権益保護強化に、7つの施策を発表(国家知識産権網 2015年1月22日)
2. 遼寧省、科学技術成果移転を促進する新施策打ち出し(遼寧省人民政府サイト 2015年2月3日)

○ 司法関連の動き

1. 北京市高裁、昨年結審した知的財産権事件は 25.3%増(国家知識産権戦略網 2015年2月3日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 江蘇知識産権局、特許権侵害詐称を摘発する特別行動を3月まで実施(国家知識産権網 2015年1月26日)
2. 発展改革委、知的財産権侵害を厳罰するメカニズム構築を要求(国家知識産権戦略網 2015年1月22日)
3. 偽物問題めぐり、アリババと国家工商総局の衝突激化(中国知識産権资讯网 2015年1月29日)
4. 上海市質検局、昨年の模倣品摘発特別行動で目覚ましい成果(中国打撃侵權工作網 2015年1月29日)

○ 統計関連

1. 上海、人口1万人あたりの特許保有件数 23.7件、全国2位(上海知識産権局 2015年1月23日)

○ その他知財関連

1. INTA 会長、中国の知的財産権保護と商標事業の発展を賞賛(中国知識産権资讯网 2015年2月2日)
2. 香港と韓国が知的財産権に関する覚書を締結(外交部公式サイト 2015年1月30日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 「専利行政法執行弁法」改正案、3月15日まで意見募集★★★

国家知識産権局はこのほど、「専利行政法執行弁法」改正案の意見募集稿を公表した。3月15日まで一般向け意見募集を行う。

国家知識産権局条法司の責任者によると、改正案には、専利(特許、実用新案、意匠)行政法執行の人材育成、担当官資格管理、電子商取引分野における権利紛争処理、専利詐称行為の処罰などに関する内容が盛り込まれている。国の関連方針に基づき、中国の専利保護実務に浮上した課題の解決と行政法執行業務の規範化を図り、国家知識産権局が改正案を作成した。

意見募集稿に関する意見やアドバイスなどは3月15日までに、電子メールとファックス、書簡などで国家知識産権局条法司に提出することができる。

(出典：国家知識産権網 2015年1月28日)

★★★2. 国家知識産権局、「専利手続上の生物材料寄託弁法」公布★★★

1月20日、国家知識産権局が16日に公布した「専利手続上の生物材料寄託弁法」(以下、「弁法」)を公式サイトで公表した。同弁法は4章20条からなり、生物技術領域の技術イノベーション及び発明創造の実施・運用を促進し、特許プロセスに用いる生物材料の寄託及びサンプル提供のプロセスを規範化するために作成された。2015年3月1日から施行される。

「弁法」によれば、専利手続上の生物材料の寄託、また、寄託された生物材料の試料の提供は、専門の「生物材料寄託機関」が担当する。中国で住所又は営業所を有しない外国人、外国企業が関連業務を依頼する場合、特許代理機構に委託しなければならない。

「弁法」では、専利手続上の生物材料の寄託期限は最低30年、寄託単位が生物材料を受け取った日から計算すると規定している。

(出典：国家知識産権網 2015年1月20日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、CE-PCT システムの全国普及を開始★★★

国家知識産権局は、中国 PCT 出願国際段階審査及びワークフロー管理システム（CE-PCT システム）の全国普及作業を始めた。これに伴い、PCT 出願関連業務に使用されている PCT-SAFE クライアントは今年中に使用中止となる。

国家知識産権局が開発した CE-PCT システムは、昨年 8 月 18 日から使用開始された。PCT 出願と中間書類提出、案件管理、情報検索、通達受信、オンライン支払いを一体化させた PCT の全プロセス業務システムである。中国の PCT 業務の質を向上させることを狙い、国家知識産権局は今年 1 月から、全国の PCT 出願者、サービス機構を対象とした CE-PCT システム普及作業を実施する方針を決定した。今年 PR イベント・研修クラスを 10 回開催する予定。

(出典：国家知識産権戦略網 2015 年 1 月 26 日)

★★★2. 国の 4 部署が知的財産権サービス標準体系を構築へ★★★

国家知識産権局、国家標準化委員会、国家工商行政管理総局、国家版權局はこのほど、「知的財産権サービス標準体系の構築に関する指導意見」を共同で発表した。2020 年までに、ほぼ整備された知的財産権サービス標準体系を構築することが目標に掲げられている。

国家知識産権局計画発展司の責任者によると、標準化体系の構築作業において、知的財産権サービスに関する標準化技術組織の設置や標準化の研究、パイロット事業の実施、人材育成、啓蒙普及の強化が主な任務となっている。この中で、パイロット事業の実施に関しては、国家級のハイテク開発区、知的財産権サービス業集中地域、知的財産権モデル都市などで影響力のあるパイロットエリアを設けるとともに、イノベーション力が強くサービスレベルも高い知的財産権サービス機構を育成し、知的財産権サービスの標準化の全面的な推進を牽引する方針であるという。

(出典：国家知識産権網 2015 年 1 月 21 日)

★★★3. 工商総局：知的財産権保護などで香港との協力、交流を推進★★★

国家工商行政管理総局の劉俊臣副局長はこのほど、香港商務経済発展局の容偉雄・常任秘書長一行らと北京で面会した時、知的財産権保護など分野で香港との協力、交流を一段と深め、共同発展を実現したいと表明した。

劉副局長は会談において商標に関する立法、登録、保護などの活動状況を紹介した。商標など知的財産権分野で香港と大陸部の協力を強化し、産業の多次元的な発展を促すとの香港側の提案について、副局長は、「商標戦略の推進は企業の商標意識の確立につながり、ブランド経済の発展を有力に促進するだろう」と賛同の意を表明した。

容偉雄秘書長は、長年にわたり香港の商標活動を工商総局が支援してくれたことに感謝し、大陸部の経験を参照にし、工商総局との交流・協力を引き続き強化していきたいと語った。

(出典：工商総局公式サイト 2015 年 2 月 4 日)

★★★4. SAIC 張茅局長がアリババの馬雲会長と会見、模倣品取締で協力へ★★★

30 日、国家工商行政管理総局（SAIC）の張茅局長は、アリババグループの馬雲（ジャック・マー）会長と会見した。張局長は経済成長や就職促進などの分野において電子商取引が持つ重要な役割を肯定した上で、アリババが消費者の権利の保護や営業環境の浄化、企業としての自律の強化などの方面における努力を評価した。

張局長はまた、現在のネット上の取引プラットフォームにはまだいくつかの問題があると指摘した。SAIC として、電子商取引を監視する新たな枠組みを模索すべきとした。ネット管理を革新させ、交流メカニズムを作り、ネット経済の健全発展をよりよく規範し促進すべきだと強調した。

馬会長はこれに対し、中国のネット通販市場は新興市場で、急速な発展を続けているからこそ更なる規範化と健全化が必要となり、アリババは常に偽物の取り締まりに努めているとの認識を示した。これからは政府と連携し、さらに資金や技術面での投入を増やし、偽物問題の適切かつ効率的な解決に向け、積極的に協力することを約束した。

(出典：工商総局公式サイト 2015年2月2日)

★★★5. 国務院、クラウドコンピューティングの発展推進に関する「意見」を公布★★★

1月30日、国務院は「クラウドコンピューティングのイノベーション促進と、情報産業の新業態の発展、育成に関する意見」を公布した。クラウドコンピューティングの発展を加速させ、従来産業のグレードアップと新興産業の成長を推進することにより、国民経済全体のグレードアップを促す方針を明らかにした。

「意見」は新業態、産業支援、安全保障の強化に関する主要任務として、▽クラウドコンピューティングのサービス能力の増強、▽自主的イノベーション能力の向上、▽クラウドコンピューティングによる電子政府の新しい発展モデルの模索、▽ビッグデータの開発と活用の強化、▽クラウドコンピューティングのインフラ整備とその統合、配置、▽セキュリティ能力の向上 ——の6つを打ち出した。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年2月2日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 四川省、職務発明者の権益保護強化に、7つの施策を発表★★★

四川省知識産権局と教育庁、科学技術庁、財政庁、工商局、版權局など13部門はこのほど、「職務発明者の合法的権益の保護強化と知的財産権運用促進に関する実施意見」を共同で公布した。

「実施意見」には、▽企業などによる職務発明に関する知的財産権管理制度の構築を奨励する▽企業と職務発明者間の職務発明に関する権利所属協定の締結を奨励する▽職務発明の運用、実施への発明者の参与を奨励する▽職務発明の運用、産業化に関して企業が職務発明者への報酬を実施することを奨励する▽職務発明者の報酬に関する財政、税収の優遇制度を整備する▽職務発明者の権利保護に関する支援制度を整備する▽職務発明に関する知的財産権の評価メカニズムを確立する——という7つの施策が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2015年1月22日)

★★★2. 遼寧省、科学技術成果移転を促進する新施策打ち出し★★★

科学技術成果の移転と産業化を促進し、技術関係者を含む社会全体のイノベーションに活力を与えることを狙い、遼寧省の科技庁と教育庁、財政庁、人力資源社会保障庁、国有資産管理委員会、知識産権局の6部門は「科学技術成果移転の促進、加速に関する若干意見」を共同で公布した。

「意見」には▽大学や研究機関が保有する研究成果の所有権、処置権、収益権や▽国有ハイテク企業による職務発明者、研究開発者への報奨制度などに関する内容が盛り込まれている。

同「意見」の公布、実施により、市場で報酬を決定するメカニズムの確立と、技術成果の移転と産業化の加速、創業・イノベーションの促進につながる事が期待される。

(出典：遼寧省人民政府サイト 2015年2月3日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京市高裁、昨年結審した知的財産権事件は25.3%増★★★

2014年、北京市の各裁判所が受理した事件数は46万5106件、結審件数は44万8246件にそれぞれ達し、いずれも過去最高を記録した。知的財産権関連事件の結審件数は25.3%増加した。1月27日行われた北京市第14期人民代表大会第3回会議で、市高級人民法院（高等裁判所）の慕平院長が明らかにした。

昨年、北京市の裁判所は多数の重大事件を受理し、審理した。知的財産権分野では、マイクロソフトが北京市のある企業を提訴した著作権侵害事件と、中国人作家がアップルを相手取って提訴した情報ネットワーク伝播権侵害事件などが注目を集めていた。

慕平院長は会議で行った活動報告の中でまた、昨年設立された北京知的財産権裁判所、市第4中級人民法院と、ベテラン裁判官や弁護士、法律専門家からなる裁判官選定委員会などに関して説明を行った。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年2月3日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 江蘇知識産権局、特許権侵害詐称を摘発する特別行動を3月まで実施★★★

江蘇省知識産権局はこのほど、今年春節と3月に開催される「两会」（全国人民代表大会と全国政治協商会議）期間中の、特許権侵害詐称を取り締まる特別行動の実施に関する「活動プラン」を公表し、特別行動の目標と主要任務を明らかにした。

「活動プラン」によると、江蘇省の知的財産権管理当局は、大型デパート、スーパー、薬屋などにおける食品・薬品関連特許の侵害、詐称行為を厳重に取り締まるとともに、農村など権利侵害、模倣品事件の多発する地域の検査、管理を強化する。また、大型通販サイトを中心に、インターネット上の特許権侵害、詐称に関わった商品の摘発に注力し、典型的で重大な事件を公表し、普及啓発を強化するとしている。

このほか、「活動プラン」には▽生産、流通、輸出入分野の監視管理の強化、▽長期的な保護体制の整備、▽知的財産権を尊重、保護する市場環境の構築などに関する内容が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2015年1月26日)

★★★2. 発展改革委、知的財産権侵害を厳罰するメカニズム構築を要求★★★

国家発展改革委員会はこのほど、「社会信用システム建設計画綱要の実施徹底と社会信用システム建設強化に関する通達」を出し、今後2年と今後6年の社会信用システム整備の主要任務を明らかにした。

「通達」は今後2年の主要任務として、国家知識産権局と国家工商行政管理総局、国家版權局に対し、▽それぞれの担当分野の知的財産権侵害、信用喪失に関するデータバンクを構築し、情報共有を実現すること▽知的財産権サービス機構の信用促進と知的財産権標準化体制、信用評価制度の整備▽海賊版など知的財産権侵害行為を厳罰する共同メカニズムの構築——などを求めている。また、今後6年の主要任務について、2020年までに知的財産権誠実信用管理制度を確立し、知的財産権保護に関する信用評価方法を作成するなどの内容が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権戦略網 2015年1月22日)

★★★3. 偽物問題めぐり、アリババと国家工商総局の衝突激化★★★

中国最大の電子商取引業者アリババグループが危機を迎えている。国家工商総局は先月28日、アリババ（阿里巴巴）集団に関する「白書」を発表し、アリババには5つの問題があるとした。アリババグループの傘下にある淘宝网（タオバオ）はこれに強く反発し、国家工商総局を相手取って訴えることを決めた。

工商総局が発表した「阿里巴巴（アリババ）グループに対する行政的な指導状況に関する白書」には、「アリババのネット通販プラットフォームが出店者に対する適切な監督を怠り、商品情報への審査が厳格ではなく、販売と管理がずさん」などの5つの問題があると指摘された。

これに対し、淘宝网はこの日の午後に声明を出し、ネット通販商品に対する監視報告書を発表した国家工商総局の劉紅亮司長は不適切な法執行などの行為を行い、誤った方法で客観的でない結論を下し、中国電子商取引従事者に甚大な影響を与えたとして、正式に異議を提起すると正面から対抗した。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年1月29日)

★★★4. 上海市質検局、昨年の模倣品摘発特別行動で目覚ましい成果★★★

上海市質検局は2014年の知的財産権侵害・模倣品摘発特別行動で、農業資材や建材、自動車部品、地理的表示などに重点を置き、質検総局の「質検利剑」行動に合わせて、自動車部品、燃料油、建材、農業資材、日用品を対象とした五つの取り締まり活動を進め、目覚ましい成果を上げた。

昨年の知的財産権侵害・模倣品摘発特別行動において、市質検局は法執行担当官のべ6724人を出動し、企業2109社を検査し、総額5431万元に上る模倣商品を摘発し、模倣品製造販売拠点17カ所を閉鎖させた。調査した違法事件191件の中、20件は犯罪の疑いがあるとして公安機関に移送された。

市質検局は次の段階の活動方針として、市民の健康に密接に関わる商品を中心に、権利侵害・模倣品摘発活動を引き続き推進するとともに、インターネット上の法執行活動を強化し、良好な市場秩序の維持に取り組むとしている。

(出典：中国打撃侵権工作網 2015年1月29日)

○ 統計関連

★★★1. 上海、人口1万人あたりの特許保有件数23.7件、全国2位★★★

国家知識産権局が公表したデータによると、上海市の2014年の専利(特許、実用新案、意匠を含む)出願件数は8万1664件で、前年より5.5%減少した。内訳は特許が3万9133件、同0.1%減、実用新案が3万3264件、同6.5%減、意匠が9267件、同20.9%減となっている。

昨年の上海市の専利登録件数は前年比3.7%増の5万488件。この中で、特許が9.1%増の1万1614件、実用新案が2.8%増の3万704件、意匠が0.1%減の8170件であった。

PCT国際出願は2013年より17.2%増加し、1038件に達した。昨年末時点の上海市の有効特許件数が前年同期比16.8%増の5万6515件で、人口1万人あたりの特許保有件数が全国2位の23.7件に達している。

(出典：上海知識産権局 2015年1月23日)

○ その他知財関連

★★★1. INTA会長、中国の知的財産権保護と商標事業の発展を賞賛★★★

国際商標協会(INTA)のジョン・スコット・エヴァンス(J. Scott Evans)会長はこのほど北京で、商標と知的財産権関連の立法、保護活動の推進と国内外の権利侵害摘発など分野で中国政府が収めた実績は、他のどの国よりも多いと評価した。

会長は、商標事業の発展と知的財産権立法、保護を推進する中国政府の取り組みを特に賞賛した。偽物の薬品と自動車部品を対象に中国税関総署と米国税関が展開した協力事業や知的財産権裁判所の設立などに、「深く印象付けられている」と語る。

また、改正商標法で商標登録、出願手続きの簡素化を実現したなどを挙げて、「中国政府は知的財産権保護に関する多数の措置を講じて、大きな進捗を取得している」と指摘し、「これらの施策は中国の知的財産権、商標事業を大いに推進するだろう」との認識を示した。

(出典：中国知識産権资讯网 2015年2月2日)

★★★2. 香港と韓国が知的財産権に関する覚書を締結★★★

1月29日、香港知的財産権署の梁家麗署長と韓国特許庁のキム・ヨンミン長官は香港で知的財産権に関する協力覚書に署名した。香港商務・経済発展局の蘇錦梁局長が締結式に出席した。

覚書には香港と韓国間の情報・経験の共有、人材育成、知的財産権貿易・商業化の促進などに関する協力枠組み作りの推進などの内容が盛り込まれている。蘇局長は覚書締結について、「双方間の協

力が新しい段階に邁進した徴」と評価し、政府、業界の支援の下でより多くの知的財産権協力事業の展開が期待でき、貿易の成長を促進するだろうとの認識を示した。

(出典：外交部公式サイト 2015年1月30日)

=====

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールニュースの配信停止を希望される場合は、下記 URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

\$(配信停止リンク)

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved